

ナショナルチーム規定 2017

*本規定は、ナショナルチームの他、特別強化対象選手にも準用される。



日の丸
セーラーズ
SAILING National Team JAPAN

(公財) 日本セーリング連盟
オリンピック強化委員会



目次

- ① ナショナルチーム規定
 - I 基本指針
 - II ナショナルチーム
 - III 認定期間
 - IV ナショナルチームの要件
 - V ナショナルチームの義務
 - VI 認定の取消・ペナルティ

- ② 付則1 ナショナルチーム構成に関する規定

- ③ 付則2 広報活動への協力に関する規定

- ④ 付則3 提出書類に関する規定

- ⑤ その他
 - ・ オリンピック強化委員会が行う業務
 - ・ 海外遠征での危機管理（リスクマネジメント）

ナショナルチーム規定

I 基本指針

- ①ナショナルチームの選手は、(公財)日本セーリング連盟(以下、「JSAF」という)の代表選手としてオリンピックにおけるメダル獲得を最終目標とし、国際競技力向上に努めなければならない。
- ②ナショナルチームの選手は、常に日本代表としての自覚と誇りを持ち、礼儀を尊び、広く社会に受け入れられている行動規範を遵守し、品位ある行動をとるとともに、国際親善に努めなければならない。

II ナショナルチーム

オリンピック強化委員会(以下、「オリ強」という)の認定するナショナルチーム(以下、「ナショナルチーム」という)とは以下の者によって構成される。

①オリンピッククラスナショナルチーム選手

オリンピッククラスにおいて、オリ強の主催する「ナショナルチーム選考レース」またはオリ強が規定する「ナショナルチーム選考方法」により選出され、オリ強の承認を得た選手、オリンピック代表選考で選考され、オリンピック代表となった選手、または、各クラス協会により推薦され、オリ強により承認された選手。

②ユースナショナルチーム選手

オリ強の主催する「ユースワールド代表選考レース」またはオリ強が指定するレースにおいて選出され、オリ強により承認されたユースワールド代表選手、または、オリ強の定めるクラスまたはユースの世界選手権に日本代表として出場する者のうち、オリ強に承認された選手。

III 認定期間

①オリンピッククラスナショナルチーム

オリ強による承認日から、次の選考レースの前日または次年度NTの承認日までのいずれか早い日までとする。

②ユースナショナルチーム

オリ強により承認日から、当該大会が終了し帰国する日までとする。

IV ナショナルチームの要件

1. ナショナルチームの選手は、JSAFの諸規則を厳守するとともに、オリ強の「ナショナルチーム規定」を厳守しなければならない
2. ナショナルチームの選手は、オリンピック及び国際大会で優秀な成績を収めるべく、競技活動を継続して行うものとし、常に最善の健康状態及び運動能力の維持・向上に努めなければならない。

V ナショナルチームの義務

ナショナルチーム選手は以下に定める事項について実施しなければならない。やむを得ない理由により、以下の事項を履行できない選手は、事前にオリ強にその理由を伝え、承認を得なければならない。

1. オリ強が指定する世界選手権、その他国内外の選手権大会への参加
2. オリ強が指定するトレーニング、強化合宿、研修会への参加
3. オリ強が指定するミーティング、また必要な行事への参加
4. オリ強により支給されたユニフォームの着用。但し、オリ強が指定する時期及び方法に従う着用をいう。
5. オリ強の指定する医学的検診（身体的及び精神的な検査を含む。）への参加
6. オリ強が指定する広報活動への協力
7. オリ強が設定するフィジカル基準値のクリア
8. ナショナルチーム誓約書、年間計画書、遠征予定計画書、及び報告書の提出
9. 付則に定める各規定の実施
10. その他オリ強が必要と認めた事項

VI 認定の取消・ペナルティ

下記事項に該当したナショナルチームの選手・チームは、その資格の取消、または一定期間の資格停止、または補助の停止等の措置を適用されることがある。

1. 本規定及び付則に定める義務等の事項に違反した選手・チーム
2. 怪我や病気でナショナルチーム活動が出来ないとオリ強が判断した選手・チーム
3. ナショナルチーム及び／または日本国の尊厳と品格をおとしめる言動をおこない、または国内外の法律に違反し、競技団体、関係者等に迷惑を与えた選手・チーム
4. オリ強は、ナショナルチームの選手が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係団体、総会屋、社会運動標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者（以下、「反社会的勢力」という）と何らかの関係を有していると合理的に判断した場合、直ちに認定を取り消すことができるものとする。

付則1 ナショナルチーム構成に関する規定

I ナショナルチームの選手の資格

ナショナルチームの選手の資格は個々の選手にあるが、シングルハンド種目以外はチーム単位で承認・認定されるものとする。

II 乗員の変更

シングルハンド種目以外のナショナルチームの選手の認定は、チーム単位の認定であり、原則乗員の変更は認めない。但し、下記事由によるクルー（認定を受けたチームのヘルムスマン以外の乗員をクルーと定義付ける）の変更については、当該チームからの申請書の提出および下記手続きを経て、変更前のチームより競技力が下回らないと判断した場合に限り、乗員の変更を認める場合がある。

(1) クルーの身体的障害による変更

- ・変更申請書の提出（医師の診断書を合わせて提出すること）
- ・J S A F 指定の医師による診断
- ・オリ強によるヘルムスマンとクルーへのヒアリング

(2) ヘルムスマンとクルー間の心身的障害等による変更

- ・変更申請書の提出（医師の診断書の提出を求める場合がある）
- ・診断書の提出を求めた場合はJ S A F 指定の医師による診断
- ・オリ強によるヘルムスマンとクルーへのヒアリング

(3) その他の理由によりチームの維持が困難な場合による変更

※これによりクルー変更を認めた場合、オリ強として条件（ランキングの降格等）を付与する場合がある。

III 申請の方法

- ・変更申請書は、乗員の変更が必要となった場合、速やかに提出されなければならない。
- ・変更申請書は、様式自由とする。
- ・変更申請書には、明確な変更の理由、および、ヘルムスマンの氏名、変更後のクルーの氏名を明記し、それぞれ自筆で署名されていること。

IV 本規定の違反ならびに認定の取消

本規定に違反した場合または不適切な行動があった場合は、認定期間中であってもその資格を取り消される場合がある。この場合、弁明の機会を与えるとともに当該クラス協会の意見を聴取し、それを参考とする。

V 世界選手権以外の国内外補助事業に参加する際における特例

- ・世界選手権以外の国内外補助事業に参加する際にスポットクルー（認定を受けたクルー以外）との参加を認める。ただしヘルムスマンの変更は認めない。
- ・この特例の補助対象者は、当該年度のナショナルチームの選手のみとする。

付則2 広報活動への協力に関する規定

I 基本方針

1. J S A F は、オリンピック強化のスポンサー（以下「スポンサー」という）獲得の為、広報活動を行う。
2. ナショナルチームの選手は、J S A F による広報活動への協力要請があった場合、競技活動に支障がない限り、最大限の協力を行う。協力が不可能な場合は、その理由をすみやかに報告し、事前に許可を得ることとする。
3. J S A F は、現在活動をしているナショナルチーム選手の所属企業またはナショナルチーム選手のプライベートスポンサーの同一業種には業種間の競合を招かない様に新規のスポンサー依頼を行わない努力を行うが、状況によってはこの限りではない。

ナショナルチームの選手はデータ登録時に、自らの所属企業または支援する企業・スポンサーを明示すること。
4. ナショナルチームの選手はナショナルチームとして取材要請があった場合には、オリ強に相談・報告を行いその承認を得ること。

II J S A F 広報活動への協力内容

1. J S A F スポンサーロゴの露出
競技艇のハル、並びにセールへの J S A F スポンサーロゴ表示
(ハル、セールへのステッカーは J S A F より支給される。)
2. J S A F スポンサーロゴ表示場所
 - ①艇体への J S A F スポンサーロゴ表示は WS 広告規定で定められている大会
(主催者) 広告ではなく個人広告可能なスペースの一部に個人広告として J S A F と協議のうえ表示するものとする。
 - ②セールへの J S A F スポンサーロゴ表示は WS 広告規定 20.2.6 に抵触しない場所
個人広告として J S A F と協議のうえ表示するものとする。※詳細については、別に定める。
3. J S A F スポンサーの自社広告宣伝活動への協力
 - (1) ナショナルチームとしての著作権、意匠権および肖像権は J S A F が保持する
 - (2) 原則、平面媒体 (プリントメディア、印刷物、制作物など)、電波媒体 (インターネット、Web など) での広告宣伝活動への協力とし、テレビCM、映画など出演に関しては別途協議する。
4. J S A F、オリ強が主催・開催するスポンサーイベントへの参加
 - (1) スポンサー感謝デー
 - (2) J S A F、オリ強主催大会のレセプション等、各種セレモニー
 - (3) その他 J S A F、オリ強が指定するイベント
5. J S A F、オリ強スポンサーが主催・開催する社内外イベントへの参加
6. J S A F、オリ強スポンサーの製品・サービス等へのフィードバック

Ⅲ ナショナルチームユニフォームの着用基準と運用

1. ユニフォーム（オリ強により支給されたもの）は下記の基準により着用を義務付ける。

- (1) 選手・コーチ・役員がナショナルチームとして行動する場合
 - (2) オフィシャルな式典（開会式、閉会式・レセプション等）、記者会見、インタビューを受ける場合
 - (3) オリ強が派遣および指定する大会（陸上及び海上、トレーニング時含む）
 - (4) オリ強主催・開催の合宿
 - (5) 味の素ナショナルトレーニングセンター（赤羽NTCおよび和歌山NTC）にてトレーニングする場合（個人トレーニング時も含む）
 - (6) その他、ナショナルチーム選手として活動するすべての場合・場面
2. 支給された全ての物品は、他人へ譲渡または貸与してはならない。
3. ナショナルチームの認定を取り消された選手は、すみやかに支給された物品をオリ強に返還しなければならない。
4. オリ強の事前の許可なく、ユニフォームに何らかの広告を付加し、またはユニフォームの形状を改変する等の変更を加えてはならない。

Ⅳ 特例の申請

本付則2の規定に定める事項に対し、やむを得ない理由により対応できない場合については、事前にオリ強に申請し協議することができる。

付則3 提出書類に関する規定

Ⅰ ナショナルチーム認定後

ナショナルチームの認定を受けた選手は、本規程を熟読した後に、別に定められた誓約書、パスポートの顔写真のページのコピー（電子ファイル）、個人データ表を速やかに提出しなければならない。個人データ表については、オリ強が選手に必要な手続き（JOC、JSC、補助申請や大会のエントリー等）を行うことのみに使われ、その他外部への公表はしない。JSAFは誓約書受領後、オリ強ホームページにナショナルチーム選手を公表する。

Ⅱ 海外遠征出発前

海外遠征計画書（オリ強指定のフォーム）資料1を出発1ヶ月前までにオリ強に提出すること。

Ⅲ 遠征帰国後

1. 報告書は補助対象事業を受けた大会を対象に帰国後2週間以内に提出すること。
 - (1) 遠征報告書（オリ強指定のフォーム）資料2

(2) その他の報告書（補助対象事業を受けた国内強化合宿等で J S A F およびオリ強委から指示があった場合は、報告書を提出すること。）

2. オリ強は報告書受領後、選手へのアドバイス、フォロー等を行なう。
3. 物損、人身事故に関わらず交通事故等の事故（犯罪にあった場合、重大な怪我を負った場合、病気になった場合を含む。）が発生した場合は、帰国後すみやかに詳細な報告を行わなければならない。

※資料 1～3 はオリ強のウェブサイトからダウンロード出来る

IV 報告書の提出先

オリンピック強化委員会 E-mail: oly-kyou@jsaf.or.jp

オリンピック強化委員会で行う業務

I 指定する国際レースのエントリー

1. オリンピック、オリンピックテストイベント大会、アジア大会、プレアジア大会、WS ワールド（オリンピッククラス）、ユースワールド、ユニバーシアード等の日本選手団を編成する大会は、J S A F でエントリー業務を行う。エントリー料の負担についてはその都度決定する。
2. WC 以下のランキング大会は個人でエントリーを行い、WS の Endorsement が必要な大会については、推薦手続き書類を J S A F より発行する。
3. クラス別世界選手権大会およびクラス協会を経由すべき大会については当該クラス協会がエントリー業務を行い、当該クラス協会もしくは個人がエントリー料を負担する。但し、J S A F がエントリー料を補助する場合がある。
4. それ以外の国際大会については各個人がエントリー業務を行い、エントリー料を負担する。

II A T A カルネ（免税扱いの一時輸入通関）の申請

1. A T A カルネ取得はオリ強で申請する以外に取得する手段がない者についてのみ、オリ強で取得する。その場合の費用は当該者が負担する。
2. A T A カルネ取得料及び各港への輸送費は各チームが負担する。

III 海外/国内競技会参加のための派遣依頼書発行

1. 派遣依頼書は選手・コーチから要請がある場合に、派遣する大会を管轄しているオリ強または各クラス協会が発行する。
2. オリ強のウェブサイトよりダウンロードできる申請書の提出により、以下の事由により派遣依頼書を発行する。

(1) 日本選手団を編成する国際大会への派遣

(2) オリ強が強化事業として実施する大会、強化合宿などへの派遣

(3) オリンピック強化事業および一環指導強化として有効と認められた国際大会への派遣

3. 派遣依頼書を要請した選手は、報告書を提出すること。

IV オリンピック強化委員会による補助事業へのサポート

1. ナショナルチームは競技活動に関し、オリ強の支援を受けることができる。
2. スポンサー協賛による艇輸送コンテナを利用した海外への艇の輸送はオリ強がとりまとめて輸送を指示する。指定された積載場所までの費用は各選手負担とする。
3. 欧州でのトレーラー牽引可能な車両については Toyota TRY&BUY 社(ベルギー)から有償でレンタル手配が可能。手続きはオリ強マネジメントの指示に従うこと。破損、交通違反による罰金、事故については各自の責任とし、支払を請求する。
4. 上記サポート内容は、年度行事予定およびスポンサー等の事情で変更されることがある。

危機管理（リスクマネジメント）

I 目的

海外遠征時、強化活動中の事故、災害、死傷、テロ、諸問題に遭遇した場合の危機管理をここに示す。

選手・コーチ・強化事業に参加するすべての者は、自己責任において国内強化事業および海外派遣事業に参加することとする。

その時の状況によって、冷静沈着に判断、行動することで安全に諸問題を回避することを基本とする。

II 基本原則

日本選手団としてその品格にふさわしい行動、言動を心掛けること。

- ・華美な装飾品を身に着けたりせず、目立たないようにする
- ・日常行動のパターン化を避け、行動を予知されない
- ・緊張感を持って常に周囲を注意し、用心を怠らない
- ・犯罪にあっても生命の安全を第一に考え、可能な限りに抵抗しない
- ・遠征先、渡航先の治安状況など、その国・都市の安全に関する十分な知識を持つ

III 留意事項

● 渡航時の注意

- ・テロ・密輸に関するトラブルを回避するため、他人の荷物を預からない。
- ・荷物のパッキングは各自で行う。
- ・空港出迎え詐欺・置き引きに注意
- ・出迎えは慎重に予約をし、確認できる用意をする。

- ・白タクや客引きするタクシーは絶対に利用しない。
- ・正規の乗り場から正規のタクシーを利用する。
- ・宿泊先の住所、連絡先をメモし、常時携帯する。
- ・貴重品は持ち歩かない。現金は分散して所持する。
- ・人前で現金や貴重品は見せない。
- ・親しげに話しかけてくる者を信用しない。また、飲み物・チョコレート・ガム等を勧められても食べない。(睡眠薬強盗)
- ・夜間や早朝の外出は極力避ける。また、人通りの少ない場所を一人歩きしない。
- ・健康に関する注意
- ・緊急時であっても血液・体液等には極力触れないこと。(感染症予防)
- ・感染症が発生している都市では、外出時にはマスク等で予防し人ごみを避ける。
- ・手洗い、うがいを励行する。
- ・水道水の生水を飲まない。(ミネラルウォーターで対応)

● テロ対策について

- ・日本のスポーツ選手が標的になる可能性が大きい。目立たないようにする。
- ・テロの標的となる可能性がある施設等の危険な場所には近寄らない。
- ・爆発音を聞いたら、まずその場に伏せる。(乗り物の中でも) 第2の爆発を避けるために現場から離れる。

● 交通事故について

- ・交通事故発生の場合は、最寄りの警察官の指示に従うこと。
- ・軽微な事故でも、当事者同士の解決、金銭の授受を行ってはならない。
- ・レンタカー会社(現地担当者)へ連絡し、対応の指示を受ける。
- ・国際免許の携帯および登録された該当者の運転が基本であり、該当者以外の運転は絶対してはならない。(保険処理の簡素化)
- ・事故による人身事故は、相手方連絡先を控える。
- ・日本チームメンバーの人身事故が発生した場合は、救急車の手配を行い搬送された病院、怪我の状況をチームリーダーに連絡する。

● 不測の事態への対応について

- ・陸上で強盗や盗難にあった場合「生命を第一優先に考えること」
- ・騒ぎたてない。反撃しない。(抵抗しない) 相手の目を凝視しない。相手の要求に従う。行動はゆっくり。
- ・遠征先の現地アテンダーまたはチームリーダーに連絡、報告する。
- ・現地の警察に被害届けを出して、被害届けの受理書(ポリスレポート)の原本を受け取る。(パスポートなどの再発行や保険請求などの際に必要)
- ・路上強盗や睡眠薬強盗に遭った場合、軽い症状であっても後遺症がでる可能性もあるので、病院で診察を受ける。

- ・海外遠征中の滞在場所は明確にし、いつでも連絡が取れる様に携帯電話を携帯することが望ましい。
- ・海外遠征中は J S A F 事務局・現地連絡先と定期的に連絡を取り合い、また J S A F 事務局からの指示を受けられる体制をとる。
- ・海外遠征中は現地大使館、現地事務所、又は海外駐在員の連絡先を把握し、緊急事態が発生した時は速やかに連絡をとる。
- ・大会前後にサポートボート、船外機、セーリング備品等の盗難が多く発生しているの
で注意すること。
- ・トレーラーに搭載した状態で夜間に保管する場合は、トレーラーと固定物に施錠またはチェーン等で連結することで、トレーラーごとの盗難が避けられる。
- ・サポートボート、トレーラーには、保険を掛けることが望ましい。

● 自然災害にあった場合

- ・地震、津波、集中豪雨等の自然災害に遭遇した場合は、状況判断を行い、自らの意思で行動することが優先される。
- ・もし遭遇した場合は、廻りの人の行動を把握し、単独行動をせず同じ避難方法を選択する。
- ・大規模災害の場合は、訪問国の日本大使館および領事館担当官の指示に従うこと。

● その他

- ・遠征先、訪問国の情報を事前に入手する場合は、たびレジ、海外安全ホームページを利用して最新情報を得るようにする。

海外安全ホームページ <http://www.anzen.mofa.go.jp/>

たびレジ <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/>

- ・パスポート紛失等も外務省のページから確認するのがよい。クレジットカード紛失は各カード会社への連絡で対処すること。

国内への緊急連絡先

オリ強委メールアドレス ; oly-kyou@jsaf.or.jp

J S A F メールアドレス ; head@jsaf.or.jp

J S A F 連絡先 ; TEL 03-3481-2357 FAX 03-3481-0414

*緊急連絡が日本の深夜になる場合（時差の関係）

オリ強委のメンバーの連絡先を遠征等毎に指定する。

スポーツにおける暴力・ハラスメントについて

公益財団法人 日本体育協会の HP より 暴力行為根絶宣言

<http://www.japan-sports.or.jp/index/news/tabid/92/Default.aspx?itemid=2636>

JSAF 窓口は上記連盟事務局と吉岡・辻総合法律事務所の2か所です。

吉岡 桂輔弁護士 吉岡 真帆弁護士

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-1-10 第2ローレルビル8階

電話 03-3519-4100 FAX03-3519-4101 メール yoshioka@hopelaw.jp

*詳しくは、連盟HPのトップページ右下の「通報相談窓口 選手・指導者」で確認。

IV 自己責任の原則

選手・コーチ・強化事業に参加するすべての者（以下、「参加者」という。）は、自己責任において国内強化事業および海外派遣事業に参加するものであるから、参加によっていかなる事態が起きようとも、オリ強及び／または JSAF に対して、何らの請求、要求などを行わないものとし、オリ強及び JSAF 並びにその役員・従業員・委員・スタッフを免責するものとする。

2017年6月8日

2017年ナショナルチーム・特別強化対象選手に対する補助要項

JSAFオリンピック強化委員会

1. 海外遠征に対する補助

- ・対象事業：4月以降に開催される海外主要大会への遠征3回を原則とします。
 - *海外遠征は、世界選手権および主要大会2回を原則とします。
 - *複数の大会に連続して出場する場合でも、1大会ごとに遠征1回とカウントします。
 - *H29年3月までの遠征を希望する場合は、申し出内容を検討し妥当であればJS発掘育成事業として承認することがあります。
- ・補助対象とする費用
 - ①航空券代
 - ②滞在費（実費払いですのでINVOICEが必要です。1万円/1日/1人以内、対象期間は大会規模により15～20日を原則とします。それを超える期間は自主練習期間として対象外とします。実費以外に日当として5千円/日を支払います。ただし宿泊実費が1万円を超える場合は日当を減額することがあります。）
 - ③エントリー料（ただし、JSC発掘育成事業では対象となりません。）
- ・補助対象とならない費用
 - ①コンテナ関係費、レンタカー代（ヨーロッパトヨタ車を含む）、ガソリン代、オーバーチャージ等。連盟が立替えた場合は、負担者に分担請求します。
 - ②自宅～空港の電車賃等。（補助事業においても一定の自己負担をすべきという観点からこの経費は自己負担とします。乗継に国内航空便を使った場合は補助します。）

2. 海外遠征の自己負担金

補助対象経費については全額をJSAFから支払いますが、自己負担金として20%相当額を後日請求しますので、請求書に基づいて払込み願います。

3. 国内合宿等

公示により補助対象や参加料を確認してください。

4. 特記事項

- ①担当コーチ等と強化活動について相談した上で、上記に基づいて計画を立ててください。
- ②補助金は、選手個人または立替えたコーチ等の個人に支払いますが、立替者が法人の場合はその法人に支払うことはできません。
- ③補助金と自己負担金の相殺処理はできませんので、一旦補助金を全額支払った上で負担金を請求します。負担金の支払者は、法人でも構いません。
- ④特殊なケースについては、当委員会で判断しますので、担当コーチを経由して相談してください。
- ⑤以上に拘わらず、想定外の事由が発生した場合などについては、当委員会の判断により補助内容を変更する場合があります。

以上

NT規定に関する「日の丸セーラーズ」 ロゴ露出について

対象：NT及び特別強化対象選手（チーム）

2017年6月作成

JSAFオリンピック強化委員会

共通ルール

- ・メインセールへの貼り付け(点線枠内)



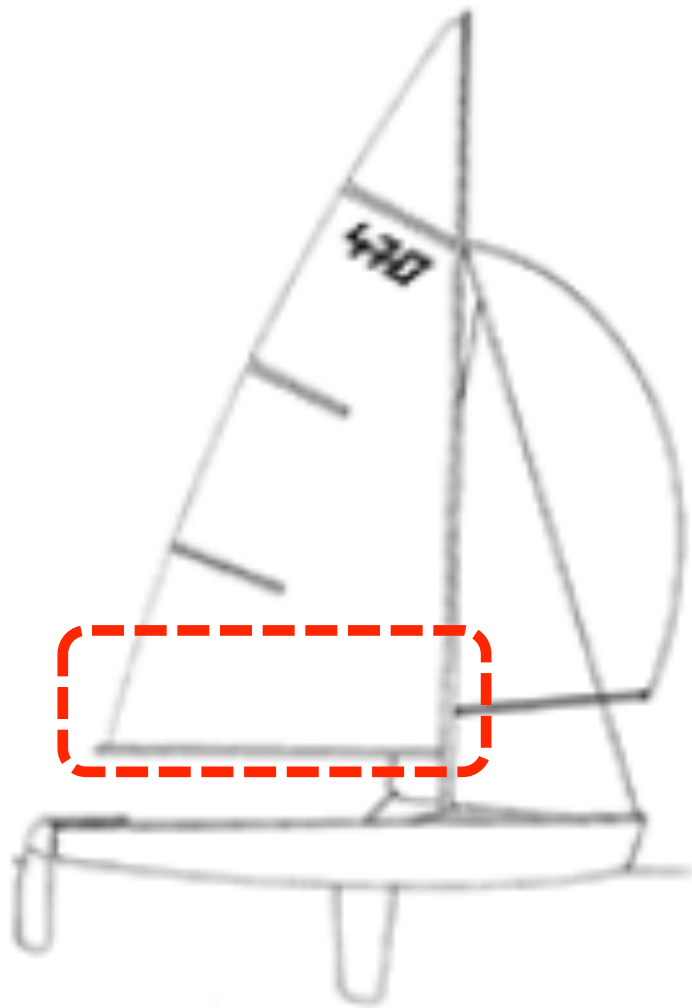
※縦型・横型、サイズについては支給した型・サイズから任意で選ぶ事ができる

- ・艇スターン部分には「日の丸セーラーズロゴ」+スポンサー社名入りステッカー(ポートサイドへ貼り付け)
- ・RS:Xクラス除外

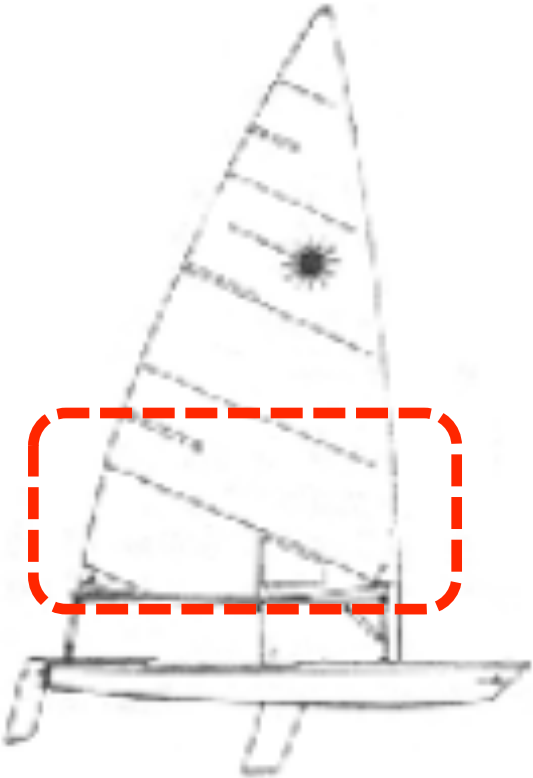


※支給した型・サイズから任意で選ぶ事ができる

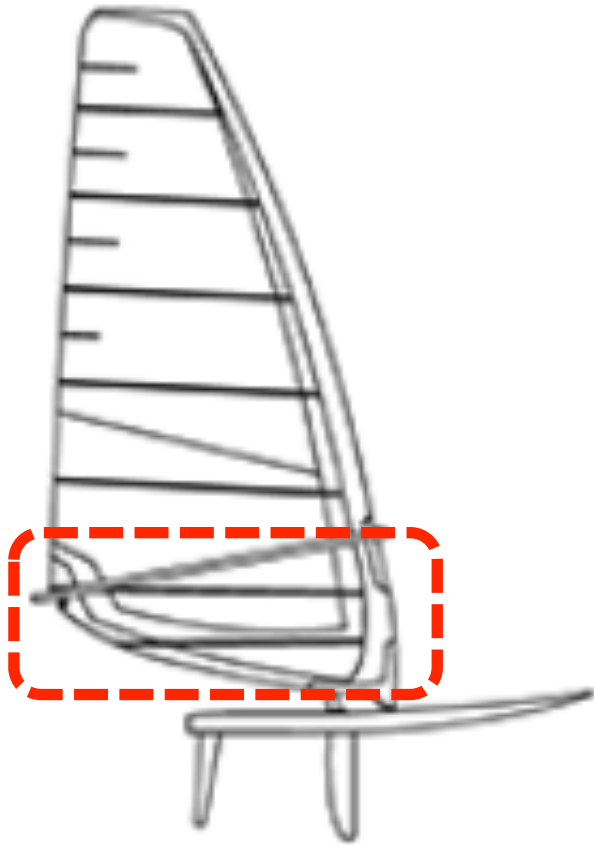
ロゴ露出に関する指定場所(470/49er/FX)



ロゴ露出に関する指定場所 (laser/Radial/FINN)



ロゴ露出に関する指定場所 (RS:X / Nacra17)



その他

- 各クラスルール、大会におけるロゴ貼り付け位置に指定が有る場合は、その指示を優先する。
- 企業・スポンサーによる何らかの理由により、ロゴ提示指定場所に貼り付けができない場合は、その旨をJSAFオリンピック強化委員会に相談する。
その場合、代替えとなるロゴ提示場所の提案が有り、他の選手(チーム)とも公平性が保てる場合に限り、提案を受け入れる場合も有る。